

お預けいただく前に

- 現職会員期間中のみ新規預入れが可能です。(再任用退職会員向け定期預金を除く)
- 預入限度額は3,000万円です。(全預金の合計)
- 初めて預金される場合、「印鑑登録カード(様式第1号)」を提出ください。
※預金の払戻しや満期・中途解約等の手続きを取られる際、印影の照合で本人確認をします。

印鑑登録カード(様式第1号)

- 登録印は次の手続きなどに使用します
- 積立預金一部払戻し・解約
 - すまいる積立預金満期解約・中途解約
 - 定期預金満期解約・中途解約
 - 登録印の変更
 - 残高証明書発行
 - 信用ネットサービス利用登録・変更
 - 預金履歴調査依頼(要:手数料)

●登録印を変更するには…〔登録印変更手続方法〕

印鑑登録カード(様式第1号) + 登録印変更届(様式第8号)を提出ください。

〔留意事項〕

1. スタンプ印は登録できません。
2. 名前の変更等により登録印を変更される場合、変更手続きをお取りください。また、別途「会員異動等報告書(様式第4号の6)」を提出ください。
3. 印鑑の欠けたもの等は、変更手続きをお取りください。
4. 旧登録印を紛失された場合、登録印変更届に必ず公印を押印のうえ提出してください。

■預金の払戻し等の手続きをされた場合、厚生会登録口座に送金となります。

- ※登録口座への送金手数料は不要
- ※送金先として登録口座以外を希望する場合
 - ・書面様式のみの手続きとなり、送金事務手数料として送金額から500円(手続書類1件につき)を差し引いて送金します。(手続用紙に銀行、支店名(支店コード)、口座番号をご記入ください。)
 - ・普通口座で名義が会員本人の場合に限ります。
 - ・「信用ネットサービス」を利用された場合は、登録口座のみへの送金となります。

■残高のお知らせについて

年2回(8月と2月)、半年間の入出金等の状況を「厚生会預金残高のお知らせ」として、所属所の個人宛に送付します。

■預金利率等について

所属所回覧の「今月のお知らせ(通知)」または、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」などをご覧ください。

預金全般については、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」でも案内しています。



スマイルポート



預金利率